

3 時間貸し使用料

| | | |
|-------------|----------|--------|
| わいわいホールステージ | 1回1時間につき | 1,100円 |
| リハーサルスタジオ | 1回1時間につき | 800円 |

4 夜間使用料

| 区 分 | | | 使用料 | | |
|---------|-------------|----------|-------------------------------|--------|--|
| | | | 夜間(午後6時30分から午後9時まで) 1時間につき | | |
| わいわいホール | 入場料を徴収しない場合 | 平日 | 2,600円 | | |
| | | 土曜・日曜・休日 | 3,200円 | | |
| | | ステージ | 1,400円 | | |
| | 入場料を徴収する場合 | 1,000円以下 | 平日 | 4,000円 | |
| | | 1,001円以上 | 土曜・日曜・休日 | 4,800円 | |
| | | | 平日 | 5,200円 | |
| | | 土曜・日曜・休日 | 6,400円 | | |

備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、1回の入場の対価として徴収する1人当たりの金額をいい、その額に段階がある場合は、その最高の額をもってこの表の入場料の額とする。
- 企画展示室を間仕切りで仕切って使用する場合は、基本使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 特別使用料の種別の欄中「時間延長使用料」及び「準備等使用料」とは、それぞれ次に掲げるものをいう。
 - 時間延長使用料 貸し出した区分の時間を延長した場合の使用料
(二区分以上連続した貸出しの場合は、その区分の間の時間は含まない。)
 - 準備等使用料 催しの設営、器材等の撤去等を行うためにわいわいホール及び企画展示室を使用する場合の使用料
(当該催しの行われる時間の属する使用単位時間に係る使用料を除く。)
- 使用する時間がこの表に定める使用時間(時間延長使用料及び夜間使用料にあつては、1時間)に満たないときは、これをこの表に定める使用時間(時間延長使用料及び夜間使用料にあつては、1時間)に切り上げて計算する。
- この表に基づいて算出した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円とする。
- わいわいホールステージ及びリハーサルスタジオの時間貸し使用は、1回当たり2時間を限度とする。

4 附属設備の使用料

| 区 分 | | 使用料 | | |
|------------------|--------|--------|-----|------|
| わいわいホール | ピアノ | 1台 | 1時間 | 200円 |
| | 舞台設備 | 1式 | 1時間 | 500円 |
| | 照明設備 | 1式 | 1時間 | 500円 |
| | 音響設備 | 1式 | 1時間 | 500円 |
| | 映写設備 | 1式 | 1時間 | 300円 |
| 小楽屋・大楽屋 | シャワー | 1人 | 1回 | 100円 |
| ふれあい和室1 | 茶道用電熱器 | 1台 | 1回 | 100円 |
| リハーサルスタジオ | スタジオ器材 | 1式 | 1時間 | 300円 |
| 企画展示室 | 展示パネル | 1台 | 1日 | 100円 |
| 電気供給設備(持込機器に限る。) | | 1キロワット | 1回 | 100円 |

備考 使用単位の欄中「1回」とあるのは、承認を受けた日ごとの当該承認を受けた時間内における使用をいう。

「福島市障がい者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例」に基づき、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方及び第1種身体障害者、第1種知的障害者、精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の方を現に付き添って介護している方1名は、この一覧表に記載された使用料等のうち「2観覧料」「3施設使用料」「4附属設備の使用料」が免除となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

《問合せ先》

福島市子どもの夢を育む施設 こむこむ
〒960-8044 福島市早稲町1番1号
電話 524-3131 FAX 524-3130